

伊佐市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月28日(火) 午前9時00分から9時51分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (26人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員

1番委員	7番委員
2番委員	8番委員
3番委員	9番委員
4番委員	10番委員
5番委員	11番委員
6番委員	12番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員	9番推進委員
2番推進委員	10番推進委員
3番推進委員	11番推進委員
4番推進委員	14番推進委員
5番推進委員	15番推進委員
6番推進委員	
7番推進委員	
8番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 11番委員 12番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地振興係長

農地振興係書記

農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和4年度 第12回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は13名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。
先月から農業者年金の推進をしていただき、ありがとうございます。非常にいい制度であります。月額2万円が高いということで今年度から改正がありまして、若い方については1万円から加入できるようになっております。推進につきましては、ご苦勞様でした。
本日の議事録署名委員を指名いたします。11番農業委員と12番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」について事務局の報告を求めます。

事務局 報告1号農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから9ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が37件です。以上ご報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定

のうち、貸借について説明いたします。資料11ページの番号9番、10番については、取り下げの申し出がありましたので総合計が変わりますので差し替えの資料をご覧ください。それでは、30ページの総括表をご覧ください。期間は3年から10年で、面積は合計347,657㎡で利用権を設定する者の数は99人、設定を受ける者の数は46人です。土地の詳細については資料10ページから29ページ、番号9番と10番を除く番号1番から104番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

10番農業委員 10番ですが、総会資料の解約には年齢が出ますが、利用設定の場合は年齢を記入しないのですか。

事務局 システムから出力されており、元々入っておりません。

10番農業委員 申出書を記入する場合、年齢を書きますよね。この総会資料には出てきませんが、何か理由があるんですか。

事務局 年齢を記入しようとするれば、システムを修正して総会資料に載せることは可能だと思いますが、載せた方がよろしいでしょうか。

議長 皆様にお伺いしますが、年齢を入れた方がいいという方と、これまで通りでいいという方がいらっしゃると思いますが、ご意見をお聞かせください。

(「従来どおりでいい」という声、あり。)

議長 はい、わかりました。それでは、今までどおり年齢は記載しないということで決定いたします。他にご意見、質問はありませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から11番まで一括で報告をお願いします。ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は44歳です。

渡し人 HKさんは、宮崎県都城市千町に居住される市外住民で、年齢は60歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字加治屋川221番3、地目は畑、地積は822㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、144、408㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る2月18日に現地調査を行いましたので、8番が報告いたします。

申請人 NSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 TTさんは、大阪府箕面市新稲に居住される市外住民で、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字本町326番2で、地目は田、地積は1、

840㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、55,195㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号3番について、1番農業委員の報告を求めまます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号3番につきままして、去る2月19日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたしまます。

申請人 SKさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は59歳で新規就農者です。

渡し人 TMさんは、福岡県福岡市早良区藤崎に居住される市外住民で、年齢は50歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字渡瀬682番で、地目は田、地積は3,054㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、今回取得する面積が3,054㎡でありますので取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmです。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号4番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号4番につきままして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたしまます。

申請人 HAさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 HMさんは、福岡県福岡市博多区空港前に居住される市外住民で、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈花北字水天元568番29で、地目は畑、地積は516㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、9,076㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1.5kmで現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る2月25日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 ATさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は47歳です。

渡し人 SKさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口小木原字永里1398番2ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で3,431㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、126,938㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1.3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る2月20日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は42歳です。

渡し人 TYさんは、奄美市名瀬矢之脇町に居住される市外住民で、年齢は61歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中島3289番1ほか1筆で、地目は全て

畑、地積は2筆合計で2, 166㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、7,698㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る2月20日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 MHさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は76歳です。

渡し人 IKさんは、熊本市西区京町本丁に居住される市外住民で、年齢は57歳です。

申請地は、伊佐市大口堂崎字坂ノ下562番56で、地目は田、地積は1,162㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、5,240㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約100mで現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号8番、9番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号8番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 KIさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 HSさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は72歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狐ヶ迫956番1で、地目は畑、地積は2,257㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、123,686㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、整理番号9番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 KIさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は69歳です。

渡し人 KKさんは、伊佐市菱刈徳辺に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市菱刈徳辺字狐ヶ迫931番1で、地目は畑、地積は2,243㎡の所有権移転贈与になります。

受人の経営面積は、123,686㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号10番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。

申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 MTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字永美登利1263番ほか2筆で、地目は全て田、地積は3筆合計で3,751㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、52,307㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は自宅から約2.3kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委

員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号11番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号11番につきまして、去る2月19日に現地調査を行いましたので、私1番が報告いたします。

申請人 NYさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は44歳で新規就農者です。

渡し人 NKさんは、鹿児島市鴨池新町に居住される市外住民で、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字天神ノ脇821番2ほか1筆で、地目は全て畑、地積は2筆合計で676㎡の所有権移転売買になります。

この申請は、農地付き空き家・空き店舗バンクに関連する申請で、議案第5号に関連するものです。

農業従事者は1名で、経営意欲はあり農機具はリース等で行うとのことです。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から11番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番から11番については許可が決定いたしました。

議長 整理番号12番につきまして、この議案は14番推進委員が譲受人とな

っておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参加できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。

関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、14番推進委員の退席をお願いします。

(14番推進委員退席)

議長 7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号12番につきまして、去る2月21日に現地調査を行いましたので、私7番が報告いたします。

申請人 NTさんは、伊佐市菱刈田中に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 NTさんは、鹿児島市伊敷台に居住される市外住民で、年齢は76歳です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字堀倉474番1で、地目は田、地積は564㎡の所有権移転売買になります。

受人の経営面積は、36,252㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約50mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。

整理番号12番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号12番については許可が決定いたしました。ここで、14番推進委員の入室をお願いします。

(14番推進委員着席)

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数12件について、12件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番農業委員 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る2月21日、申請人本人が立会いのもと、14番推進委員、15番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈市山にお住いの NSさんで年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字中山井手口1746番ほか1筆で、地目は全て田、地積は2筆合計で3,437㎡であります。

申請地は、東市山公民館から北東へ約1.8kmに位置しており、東側は山林、北側は河川、西側、南側は山林であります。除外後、杉を植林する計画であります。雨天時に、隣接する河川や山林から土砂が流入し耕作困難であるため、植林をして土地の維持管理を行いたいとのことです。この申請は具体的な計画があり、申請地は農用地区域に接続しておらず、また、農地の保全施設への影響もなく、他の農地への影響もないものと思われれます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしくお願いいたします。報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について3番農業委員の報告を求めます。

3番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る2月21日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、8番推進委員、9番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私3番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口堂崎にお住いのEMさんで年齢は48歳です。

譲渡人は、伊佐市大口下殿にお住いのTKさんで年齢は70歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

申請地は、伊佐市大口下殿字竹下835番388で、地目は畑、地積は231㎡です。

所在地は、なりざわストア羽月店から西へ約150mに位置しており、東側は道路、西側は畑、南側、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る2月21日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、1番推進委員、3番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口里にお住いのNMさんで、年齢は29歳です。

譲渡人は、霧島市国分向花町にお住いのIYさんで年齢は75歳で市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。また、この申請は令和3年12月に他の申請者により5条申請が出され許可されておりましたが、申請人の都合により許可取り消しを行い、今回の申請人により再度の農地転用申請であります。

申請地は、伊佐市大口里字羽柵田島2555番3で、地目は田、地積は340㎡であります。

所在地は、大口高校から西へ約500mに位置しており、東側は雑種地、西側、南側は宅地、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る2月21日、申請人のNYさんの立会いのもと、2番推進委員、7番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私4番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈市山にお住いのNYさんで年齢は28歳です。

譲渡人は、伊佐市大口大田にお住いのUKさんで年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口里字樋之口329番5で、地目は田、地積は411㎡です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、大保川添クリニックから西へ約200mに位置しており、東側は宅地、西側、南側は田、北側は道路であり、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について、3件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 NKさんは、鹿児島市鴨池新町に居住されている市外住民の方です。

申請地は、伊佐市大口青木字天神ノ脇821番2ほか1筆、地目は全て畑、地積は2筆合計で676㎡です。

所在地は、大口東小学校から東へ約700mに位置し、宅地に隣接する遊休農地であります。令和3年7月28日付けで空き家に付属する農地として指定をしておりましたが、今回売却が決定し伊佐市空き家空き店舗バンク実施要項第6条の規定により登録台帳の抹消がありましたので、申請地について地番解除するものです。委員の皆様のご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 賛成多数。よって整理番号1番「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について決定いたしました。

議案第5号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、1件の申請のうち1件が決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。2月の月例報告をいたします。6日、2月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして事務局が出席しております。21日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第12回農業委員会総会です。

3月の行事予定ですが、6日に3月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。審議案件がありませんので欠席となります。22日が現地調査です。28日が第13回農業委員会総会と地域計画研修会を行います。月例報告は以上です。

議長 他にございませんか。

事務局 農業者年金加入推進について、1月から2月にかけて寒い時期、またコロナ禍の中において推進活動をしていただき感謝申し上げます。加入推進名簿は総会終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。

（「なし」という声、あり。）

事務局 以上で、令和4年度 第12回農業委員会総会を終了します。
姿勢を正してください。
一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時51分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 11 番

伊佐市農業委員 12 番